

講演会報告

「裁判員制度の一年をふりかえる」に参加して

公文 孝佳

2010年6月29日(火)、白取祐司教授(北海道大学大学院法学研究科)を本学にお招きし、法学研究所の主催により、「裁判員制度の一年をふりかえる」という表題でご講演いただいた。

司法の民主化をうたい、一般国民を刑事裁判に参加させるというダイナミックな制度が施行されて一年、導入当初の喧騒も去り、「ごく当たり前の」制度として機能し始めた段階で、本制度施行前の問題点・論点の帰趨と、今後の課題が奈辺にあるかを、白取教授にお話しいただいた。

白取教授は、裁判員制度導入前の学界及び実務界の議論をまず紹介された。かつては、刑事裁判の「現状認識」に温度差があり、そのため「陪審導入」「職業裁判官への信頼」といった二項対立に近い状況があったところ、陪審賛成論者をとりこむという政治的判断によって新制度が成立した点が指摘された。また、かつての「裁判への国民参加＝陪審制度の導入」という思考が、事実認定の適正化という観点からも主張されていたことに対して、裁判員制度においては必ずしもその点が明らかにされないままに、制度が施行されるに至った点をも教授は指摘する。

また「司法の民主化」という点が必ずしもよき側面ばかりもつものではない点も指摘された。教授はこの点につき、次のように述べる。裁判員裁判は事実認定のみならず、量刑判断をも裁判員が行うものであり、この点でいわゆる「刑罰ポピュリズム」に途を開く危険性があり、この弊を防ぐべく、量刑手続は裁判員がかかわらないような制度(判決前調査制度、手続二分論)を構想すべきではなかったか…。2010年12月現在、裁判員裁判において少年事件も含む3件の事例において死刑判決が下されている。3件に参加した裁判員の方々は相当な精神的重圧のもとで判断を余儀なくされた旨の報道がなされており、

現時の状況では裁判員の慎重な判断が量刑手続においても生かされていることを我々は知っている。だが、教授が危惧する「刑罰ポピュリズム」の暴走が起きない制度的保障はない。そこに思いを致すとき、聴衆の方々は今現在どのようにこの問題を考えているのだろうか…。講演から長い時間が経っているが、筆者はそう思う。

最後に「裁判員制度導入による法曹三者の意識変化」や「裁判員裁判の実相」が白取教授ならではの観点から語られた。前者については、裁判官の供述調書への依存度がかなり低下したこと、保釈率が上昇したこと、検察官が主張を判り易いものにしようと努力していること、弁護士サイドが量刑弁護の方向性を模索していることなどが指摘された。後者について、筆者が(おそらく聴衆も)関心を持ったのは、裁判員裁判の事前手続である公判前整理手続のありようであろう。公判前整理手続は裁判員が判断し易いように、論点・争点・証拠を当事者が互いに開示して、裁判官とともに整理するものである。教授は指摘する。整理手続が実現するのは迅速・適正な裁判であるところ、この手続そのものが1、2年を要するケースも出てきており、長期にわたり裁判官が証拠や主張に接することで、立法当時より懸念された「裁判員との情報格差の発生」「証拠構造がある程度裁判官主導で創られてしまう(＝公判での審理が形骸化する)」という危険が生じつつある、と。裁判の「結果」のみが声高に報道される現状に鑑みると、事前手続のありようとその問題点の指摘は、聴衆の多くが裁判員になるかもしれないことを考えると、強い印象を与えたに違いない。

(追記) 先生の「講義・講演」を聴くのは久しぶりで大変に緊張した。快く講演をお引き受けいただいた白取先生、熱心に聴いて下さった方々に心より感謝申し上げます。(法学部・法務研究科准教授)